

共同出展ガイドライン（新規）

【出展事例】

協同組合・団体

社数に制限はなし

オフィシャルカタログ・社名看板には、グループ名のみ表記し、傘下の各企業名は表記されません。

グループ：複数企業による同一ブランド展開

オフィシャルカタログ・社名看板には、グループ名(ブランド名)のみ表記し、グループ内の各企業名は表記されません。

審査~承認が必要です

中国支店との共同出展

オフィシャルカタログ・社名看板には、日本法人名に海外支店名を併記できます。

ITSA オフィシャルカタログには、1 社のみ Co-Exhibitor 登録できます。

Japan Pavilion 社名看板・カタログには 2 社まで海外支店・子会社を併記できます。

エージェント・代理店との共同出展

エージェント・代理店との共同出展は認められていません。

エージェントまたは代理店が取り扱う商品を出展商品として展示することはできません。

出展ブース内では、エージェントまたは代理店の名称、商号、ロゴ等が表示された生地ハンガー、サンプル帳を展示することはできません。

エージェントまたは代理店の企業・団体等の名称、商号、ブランド名、ロゴ等（第三者表示）の規定

出展者以外の第三者表示を、出展者自身の表示と同等またはそれ以上に目立つ態様で表示することできない。

第三者表示の大きさは、原則として 1 点につき最大辺 50cm 以下とし、出展者自身の名称、商号、ロゴ等より目立つ表示としてはならない。

第三者の名称、商号、ブランド名、ロゴ等を表示する場合は、事前に運営事務局の確認を得るものとする。

主催者が不適切と判断した場合は、表示の撤去、縮小または変更を求めることができる。

出展ブースの全部または一部を、エージェント、代理店その他の第三者の商品展示、営業または商談のために使用させてはならない。